

重 要 事 項 説 明 書

グループホームエムズイン西野

2026 年 6 月 1 日 改正

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「札幌市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容を知っていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 共同生活援助サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社T's
代表者氏名	代表取締役 津田雅功
本社所在地 (連絡先)	札幌市西区西野8条4丁目6番19-1号 011-805-1070
法人設立年月日	令和3年3月1日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業の所在地等

事業所名称	グループホームエムズイン西野
サービスの 主たる対象者	知的障がい者 精神障がい者 身体障がい者 難病患者等
札幌市指定 事業所番号	共同生活援助 0120701081号 (令和3年5月1日指定)
管理者	津田 雅 功
サービス管理責任者	尾 崎 治 美
主たる事業所 所在地及び 住居所在地	グループホームエムズイン西野 札幌市西区西野6条2丁目8番8号
連絡先	011-590-1628
利用定員	21名(西野 定員14名・西野2 定員7名)
開設年月日	令和3年5月1日
共同住居	○グループホームエムズイン西野 札幌市西区西野6条2丁目8番8号 011-590-1628 ○グループホームエムズイン西野2 札幌市西区西野9条5丁目1番19号 011-688-9095

(2) 介護サービス包括 事業所

業務分担の内容	介護サービス包括型 共同生活援助事業所
---------	---------------------

事業者名称及び 事業所名称	一般社団法人優和会 訪問看護ステーションつむぎ 011-374-8311 所長 佐藤 真奈美
------------------	---

(3) 事業の目的および運営方針

事業の目的	グループホームエムズイン西野が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定共同生活援助の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とする。
運営方針	1 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居)において、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行う。 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。 4 事業所は、関係法等を遵守し、その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

3 共同生活住居の構造・設備について

(1) 構造

構 造	西野 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 西野2 木・鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき3階建
建 築 面 積	西野 238.78㎡ / 西野2 174.12㎡
延 床 面 積	西野 462.54㎡ / 西野2 379.60㎡

(2) 設備

西野

設備の種類	部屋数	備 考
居 室	14室	23.18㎡ (バス・トイレ・洗面台付き)
事務所・食堂	2室	テーブル2台 椅子8脚

西野2

設備の種類	部屋数	備 考
居 室	7室	アパートタイプ 2室 20.655㎡ シェアタイプ 5室 9.72㎡
事務所・食堂	1室	テーブル1台 椅子4脚

バス・トイレ・洗面台	6室	アパートタイプ2器 シェアタイプ3器
------------	----	--------------------

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職 種	職 務 内 容
管 理 者	管理者は、職員の管理、指定共同生活援助の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定共同生活援助の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
サービス管理責任者	① 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。 ② アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成します。 ③ 共同生活援助計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した共同生活援助計画を記載した書面を利用者に交付します。 ④ 共同生活援助計画作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画を変更します。 ⑤ 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握します。 ⑥ 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。 ⑦ 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。
世話人	世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。
生活支援員	生活支援員は、利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護等を行う。
夜間支援従事者	夜間支援員として、利用者の状況に応じて、定期的に居室の巡回や電話の収受のほか必要に応じて、緊急時の対応等を行います。

(2) 職員配置・勤務体制

職種	員数	常勤		非常勤		備考
		専従	兼務	専従	兼務	
管 理 者	1	1				
サ ー ビ ス 管 理 責 任 者	1				1	
生 活 支 援 員	2	2				
世 話 人	4	4				
夜 間 支 援 従 事 者	7	3			4	
合 計	15	10			5	

- ① 事業所は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておく。
- ② 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- ③ 事業所は、当事業所の従業員によってサービスを提供する。ただし、当事業所が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合を除く。
- ④ 事業所は、生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、その事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録する。
- ⑤ 事業所は、従業員の資質の向上のために、研修（利用者の人権の擁護、虐待の防止等に関する研修及び利用者の障害の特性に関する理解を深めるために必要な研修を含む。）の機会を次のとおり設ける。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内 (2) 継続研修 年2回

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
個別支援計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した共同生活援助計画を作成します。
利用者に対する相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食事の提供	世話人が栄養とバランスを考えて、提供します。
健康管理・金銭管理の援助	① 生活支援員等により観察、疾病予防、健康管理を行います。緊急時には必要により、訪問看護師・主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ② 生活費の管理方法や使途方法等について必要に応じて相談支援を行います。
余暇活動の支援	地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てるとともに、余暇活動として地域行事の情報を提供し、参加を促進します。
緊急時の対応	サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じ

	るとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
日中活動の場等との連絡・調整	日中、自立訓練事業やデイサービス等他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、必要に応じてサービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行います。
財産管理等の日常生活に必要な援助	食事等や日常生活に必要な援助を行うとともに、財産管理に支援が必要な利用者について、成年後見制度の利用を促進するなど必要な援助を行います。
受託居宅介護事業者に対する必要な指揮命令	管理者は、受託居宅介護サービス事業者に対し、業務に必要な管理および指揮命令を行います。
夜間における支援	夜間において支援を行うものを配置し、緊急時の対応を行います。
体験利用における支援	契約を希望されている方に、生活上の不安の解消等を目的として、正式な契約締結前に「体験利用」として支援を行います。

(2) 料金および利用者負担額

内 容	料 金
家 賃	月額 35,000円
食 材 費 (31日分)	月額 44,950円 朝食・昼食 400円 夕食 650円 (2026年6月1日 改正)
共 益 費 (水道・光熱費・管理費等)	アパートタイプ 月額 28,000円 シェアタイプ 月額 24,000円 (2026年6月1日 改正)
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	実費相当額

※ 家賃、食材費、共益費等の利用料金は後払いとします。当月の利用料金を、翌月15日までに請求書をお渡しいたしますので、翌月末までに支払をいただきます。不足分が生じた場合は追加徴収を行います。

※ 家賃補助のある方は、家賃から10,000円を差し引かせて頂きます。
 $\text{月額} 35,000\text{円} - \text{補助} 10,000\text{円} = 25,000\text{円}$ となります。

6 利用者負担額の費用の支払い方法について

利用者負担額 その他の費用の 支払い方法について	利用者負担額の費用について、サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の月末までに指定口座へお振り込みお願い致します。お振り込みの場合はお振り込み明細書にて確認をお願い致します。 北洋銀行 西町支店 普通 3766305 「株式会社T's 代表取締役 津田雅功」
--------------------------------	--

※ 利用料の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から2月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことがあります。

7 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 共同生活援助計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「共同生活援助計画」を作成します。作成した「共同生活援助計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 共同生活援助計画の変更等

「共同生活援助計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

8 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	代表取締役 津 田 雅 功
-------------	---------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果について従業員へ周知をしています。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
------------------------	--

個人情報の保護について	○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
-------------	--

10 緊急時の対応方法について

- (1) 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

事業所は、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、次のとおり常時の連絡体制を確保する。

緊急時の連絡先及び連絡方法は事業所の見やすいところに載された当事業所の従業者に対し、その者が所持する携帯電話などへ電話する。

- (2) 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

西野入居者連絡先：グループホームエムズイン西野

電話番号 011-590-1628 （対応可能時間 24時間）

西野2入居者連絡先：グループホームエムズイン西野2

電話番号 011-688-9095

11 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	医療法人社団 首藤内科		
理事長名	首 藤 勇		
所在地	札幌市西区平和1条4丁目1-7		
電話番号	011-664-3737		
診療科	内科	入院設備	なし

医療機関名称	川中歯科医院		
医院長名	川 中 政 治		
所在地	札幌市西区西野10条6丁目1-12		

電 話 番 号	0 1 1 - 6 6 6 - 4 1 8 2		
診 療 科	歯科	入 院 設 備	なし

医 療 機 関 名 称	訪問看護ステーションつむぎ		
所 長 名	佐 藤 眞 奈 美		
所 在 地	札幌市東区北23条東15丁目15-5-26 昌栄堂ビル2F		
電 話 番 号	0 1 1 - 8 3 9 - 9 5 4 6		
診 療 科		入 院 設 備	なし

12 グループホームにおける重度化対応に関する指針

(1) 当グループホームにおける重度化対応に関する考え方

重度化された場合の対応にあたっては、介護方法、治療等についてご本人の意思ならびにご家族の意向を最大限に尊重して行わなければなりません。対応する上で、利用者と事業者との間で話し合いを行い、相互に同意された内容については確認をしつつ、ご本人及びそのご家族への継続的支援を図ります。

また重度化された場合における対応に定められた内容を遂行するため、医療機関及び関係各所と連携をとりながら行います。

- ① 環境の変化の影響を受けやすい利用者が、「その人らしい」生活を送ることができるように、尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が最高のものとして実現できる支援に努めます。
- ② できる限り当グループホームにおいての生活が継続できるよう、日常的に健康管理には留意し、万が一医療的ニーズが発生した場合には適切な対応がとれるよう、医療との連携を図ります。

※ やむを得ず、当グループホームでの生活の継続が困難となった場合は、ご本人・ご家族への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるよう配慮します。

(2) 重度化対応の体制

① 医療との連携体制

(ア) 看護職員の体制

看護職員は、連携する訪問看護ステーションに勤務するものです。内容は利用者に対する日常的な健康管理、通常時及び急性期における医療機関等との連絡・調整等です。

(イ) 急性期における医師や医療機関との連携体制

協力医療機関は、「12 協力医療機関について」をご参照ください。

② 関係各所との連携体制

(ア) 重度化に伴う個別支援計画の作成

重度化しても「その人らしい」生活を送ることができるように、生活支援ニーズの変化に応じて個別支援計画を作成し、ご本人・ご家族とともに生活支援の目標を定めます。

(イ) 個別支援計画に沿った支援の実施

ご本人・ご家族とともに作成した個別支援計画に基づき、一人ひとりの心身の

状態に応じた、適切な支援の提供に努めます。

(ウ) 家族・地域との連携

家族及び地域住民とのネットワークの支えにより、重度化しても尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が維持できるよう家族・地域との連携に努めます。

(3) 職員に対する教育・研修

- ① 重度化に伴う支援の知識と技術
- ② 重度化に伴い起こり得る機能的・精神的変化への対応
- ③ 関係各所との連携体制の充実
- ④ 重度化対応支援の振り返り

(4) 入院中における食費・入居費の取り扱い

居住費（家賃）については、入院期間中であっても在籍をし、家具等が置かれている場合は算定の対象期間とします。ただし、1か月以上の入院については利用契約書をご確認ください。

食費については、原則として提供した食事について一食単位計で計算対象期間とします。

13 事故発生時の対応方法について

利用者に対する共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市 町 村 名	札幌市保健福祉局
	担 当 部 ・ 課 名	障害保健福祉部障害福祉課
	電 話 番 号	0 1 1 - 2 1 1 - 2 9 3 6

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険名 介護社会福祉施設・賠償特約

保障の概要 共同生活援助

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	別に定める消防計画に則り、避難訓練を年2回実施します。
防災設備	・ 自動火災報知機 ・ 消火器
消防計画	消防署への届出日： 西野 令和3年3月26日 西野2 令和8年6月15日
保険加入	入居者は、下記の損害賠償保険に加入していただきます。 保険会社名 あいおいニッセイ同和損保 保険名 入居者向け家財保険 保障の概要 居室の家財を補償します。

	料金	23,140円（2年間）金額変更もあり得る
--	----	-----------------------

15 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した指定共同生活援助に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- (3) 利用者からの苦情を解決するために措置はつぎのとおりとします。
 - ① 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況の聞き取りを実施し事情の確認を行う
 - ② 相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、対応を検討する。
 - ③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡・調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容は、その旨を翌日までに連絡する。）

【事業者の窓口】 グループホームエムズイン西野	札幌市西区西野6条2丁目8-8 電話番号 011-590-1628 受付時間 午前9時～午後6時
【公的団体の窓口】 北海道社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道立道民活動センター3階 電話番号 011-204-6310 ファックス番号 011-204-6311 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時

16 心身の状況の把握

指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17 連絡調整に対する協力

共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

18 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定共同生活援助の提供に当り、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19 サービス提供の記録

- (1) 指定共同生活援助の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数（外部サービス利用型の場合）及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- (2) 指定共同生活援助の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。

- (3) これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

20 事業所利用の際の留意事項

感 染 症 対 策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用等検討させていただく事があります。事業所の指示に従っていただきますようお願いいたします。 またB型肝炎・C型肝炎・H I V等の感染症キャリアの方の入居はお断りさせていただきます。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては希望により世話人及びバックアップ事業所にて管理を致します。
喫 煙	喫煙は決められた時間に決められた場所をお願いいたします。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
風紀や秩序の維持	入居者同志の男女交際は節度を持って下さい。他の入居者の迷惑となる場合は退所いただくこともあります。
外出	外出する場合は、事前に事業所に届け出ること。
外泊	原則月1泊を1回/年12回とし、その他の休暇は職員と相談してください。年間外泊合計日数が21日以上の場合は退去となります。
門 限	門限は22時とし、翌5時までは夜間支援時間となります。
ルール	グループホームの入居者の特性や環境、状況により、ルールが変更・追加となる場合があります。(別紙参照)

事業 者	所 在 地	札幌市西区西野6条2丁目8-8
	法 人 名	株式会社T's
	代 表 者 名	代表取締役 津 田 雅 功
	事 業 所 名	グループホームエムズイン西野

21 営業日・サービス提供日

事業所の営業日は年間休まず営業し、サービス提供も年間休まずに提供する。
営業時間、サービス提供時間は24時間対応とする。

22 重要事項説明

重要事項説明の内容を確認しました。

令和 年 月 日

事業者 (住所) 札幌市西区西野6条2丁目8番8号

(氏名) 株式会社 T's
グループホームエムズイン西野
代表取締役 津 田 雅 功 印

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 (住所)

(氏名) _____ 印

連帯保証人・保佐人・後見人・家族（いずれかに○）
（住所）

(氏名) _____ 印 _____